

杜の都の環境をつくる条例施行規則

(平成 18 年 9 月 14 日仙台市規則第 84 号)

目次

- 第 1 章 総則 (第 1 条・第 2 条)
- 第 2 章 保存緑地 (第 3 条—第 12 条)
- 第 3 章 保存樹木等 (第 13 条—第 25 条)
- 第 4 章 緑の創出 (第 26 条—第 31 条)
- 第 5 章 緑の活動団体 (第 32 条—第 35 条)
- 第 6 章 杜の都の環境をつくる審議会 (第 36 条—第 42 条)
- 第 7 章 雑則 (第 43 条・第 44 条)
- 附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、杜の都の環境をつくる条例 (平成 18 年仙台市条例第 47 号。以下「条例」という。) の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

第 2 章 保存緑地

(保存緑地の規模)

第 3 条 条例第 11 条第 1 項の規則で定める規模は、3,000 平方メートルとする。

(標識の様式)

第 4 条 条例第 13 条第 1 項の標識は、様式第 1 号によるものとする。

(保存緑地における行為の届出)

第 5 条 条例第 14 条第 1 項の規定による届出をしようとする者は、保存緑地内行為届出書に次に掲げる書類のうち市長が必要と認めるものを添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 計画平面図
- (3) 緑化計画図
- (4) その他別に定める書類

(保存緑地における届出を要する建築物等の規模)

第 6 条 条例第 14 条第 1 項第 1 号の規則で定める規模は、建築物等の新築、改築又は増築後において、高さ 5 メートル又は面積 (建築物にあつては床面積の合計、建築物以外の工作物にあつては水平投影面積をいう。) 30 平方メートルとする。

(保存緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある行為)

第 7 条 条例第 14 条第 1 項第 5 号に規定する規則で定める行為は、屋外における土石、廃棄物 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年法律第 137 号) 第 2 条第 1 項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。) 又は再生資源 (資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成 3 年法律第 48 号) 第 2 条第 4 項に規定する再生資源をいう。以下同じ。) のたい積とする。

(保存緑地における行為の通知)

第 8 条 条例第 14 条第 4 項後段の規定による通知をしようとする者は、保存緑地内行為通知書に次に掲げる書類のうち市長が必要と認めるものを添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 計画平面図
- (3) 緑化計画図
- (4) その他別に定める書類

(保存緑地における届出等を要しない行為)

第9条 条例第14条第6項第6号に規定する規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 条例第14条第1項第1号に規定する行為を行うために必要な最小限度の規模（60平方メートルを超えるものを除く。）の土地の形質の変更
- (2) 土地の形質の変更（前号に掲げるものを除く。）のうち面積が10平方メートル以下であり、かつ、高さが1.5メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴わないもの
- (3) 面積が10平方メートル以下の水面の埋立て又は干拓
- (4) 面積が10平方メートル以下の屋外における土石、廃棄物又は再生資源のたい積（高さが1.5メートルを超えるものを除く。）
- (5) 次に掲げる木竹の伐採
 - イ 除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採
 - ロ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
 - ハ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
 - ニ 仮植した木竹の伐採
 - ホ 高さが15メートル以下の独立木（1.5メートルの高さにおける幹の周囲が1.5メートルを超えるものを除く。）の伐採
 - ヘ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採
 - ト 建築物等の新築、改築又は増築で条例第14条第1項第1号に規定する行為に該当しないもの並びに前各号及び次号に規定する行為を行うために必要な木竹の伐採
- (6) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為
 - イ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
 - ロ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの
 - (イ) 用排水施設（幅員が2メートル以下の用排水路を除く。）又は幅員が2メートルを超える農道若しくは林道の設置
 - (ロ) 森林の皆伐又は択伐（林業を営むために行うものを除く。）
 - ハ 森林法（昭和26年法律第249号）第34条第2項の許可を受けて行う行為
 - ニ 森林法第41条第3項に規定する保安施設事業の施行に係る行為

(非常災害応急措置の届出)

第10条 条例第14条第7項の規定による届出は、非常災害応急措置届出書により行うものとする。

(処分期間延長等の通知)

第11条 条例第15条第3項による通知は、処分期間延長通知書により行うものとする。

(身分証明書の様式)

第12条 条例第16条第2項の証明書は、様式第2号によるものとする。

第3章 保存樹木等

(保存樹木の要件)

第13条 条例第19条第1項第1号の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 1.5メートルの高さにおける幹の周囲が1.2メートル以上であること
- (2) 高さが12メートル（株立ちした樹木にあっては3メートル）以上であること
- (3) つる性植物である樹木にあっては、樹冠の水平投影面（以下「樹冠投影面」という。）の面積（以下「樹冠投影面積」という。）が30平方メートル以上であること
- (4) 樹木の存する地域における象徴木として親しまれてきたものであること

(保存樹林の要件)

第14条 条例第19条第1項第2号の規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

(1) 次のいずれかに該当すること

イ 指定しようとする樹林を構成する樹木の樹冠投影面積の合計（当該樹林を構成する一の樹木の樹冠投影面と他の樹木の樹冠投影面とが一致する部分がある場合にあつては、樹木ごとの樹冠投影面（当該一致する部分に係る樹冠投影面を除く。）の面積及び当該一致する部分に係る樹冠投影面の面積の合計）が 300 平方メートル以上であること

ロ 並木をなす樹林にあつては、その並木の延長が百メートル以上であること

(2) 指定しようとする樹林の存する土地が、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 7 条第 1 項の規定により定められた市街化区域内に存し、又は次のいずれにも該当すること

イ 東日本旅客鉄道東北本線の仙台駅からおおむね半径 10 キロメートル圏内に存すること

ロ 山村振興法（昭和 45 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項の規定により指定された振興山村の区域以外の区域に存すること

（樹木保存区域の範囲）

第 15 条 条例第 19 条第 2 項の規則で定める基準は、樹木保存区域に指定しようとする土地の範囲について、保存樹木等の樹冠投影面（当該部分に建築物等が建築されている場合は、当該建築物等の建築面積に相当する部分を除く。）の部分及びその周辺の土地のうち市長が適当と認める部分とする。

（保存樹木等の滅失枯死の届出）

第 16 条 条例第 20 条第 2 項の規定による届出は、保存樹木等滅失枯死届出書により行うものとする。

（標識の様式）

第 17 条 条例第 21 条第 1 項の標識は、様式第 3 号によるものとする。

（樹木保存区域における行為の届出）

第 18 条 条例第 22 条第 1 項の規定による届出をしようとする者は、樹木保存区域内行為届出書に次に掲げる書類のうち市長が必要と認めるものを添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 計画平面図

(3) 緑化計画図

(4) その他別に定める書類

（樹木保存区域における届出を要する建築物等の規模）

第 19 条 条例第 22 条第 1 項第 1 号の規則で定める規模は、建築物等の新築、改築又は増築後において高さ 5 メートル又は面積（建築物にあつては床面積の合計、建築物以外の工作物にあつては水平投影面積をいう。）30 平方メートルとする。

（区域内保存樹木等の保全に影響を及ぼすおそれのある行為）

第 20 条 条例第 22 条第 1 項第 5 号に規定する規則で定める行為は、屋外における土石、廃棄物又は再生資源のたい積とする。

（樹木保存区域における行為の通知）

第 21 条 条例第 22 条第 4 項後段の規定による通知をしようとする者は、樹木保存区域内行為通知書に次に掲げる書類のうち市長が必要と認めるものを添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 計画平面図

(3) 緑化計画図

(4) その他別に定める書類

（樹木保存区域における届出等を要しない行為）

第 22 条 条例第 22 条第 6 項第 6 号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 条例第 22 条第 1 項第 1 号に規定する行為を行うために必要な最小限度の規模（60 平方メートルを超えるものを除く。）の土地の形質の変更

(2) 土地の形質の変更（前号に掲げるものを除く。）で面積が 10 平方メートル以下であり、かつ、高さが 1.5 メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴わないもの

(3) 面積が 10 平方メートル以下の水面の埋立て又は干拓

- (4) 面積が10平方メートル以下の屋外における土石、廃棄物又は再生資源のたい積（高さが1.5メートルを超えるものを除く。）
- (5) 次に掲げる木竹（保存樹木を除く。）の伐採
 - イ 除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採
 - ロ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
 - ハ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
 - ニ 仮植した木竹の伐採
 - ホ 高さが15メートル未満の独立木（1.5メートルの高さにおける幹の周囲が1.5メートル以上のものを除く。）の伐採
 - ヘ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採
 - ト 建築物等の新築、改築又は増築で条例第22条第1項第1号に規定する行為に該当しないもの並びに前各号及び次号に規定する行為を行うために必要な木竹の伐採
- (6) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為
 - イ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
 - ロ 建築物の存する敷地内で行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの
 - (イ) 建築物の新築、改築又は増築
 - (ロ) 高さが5メートルを超える木竹の伐採
 - (ハ) 高さが1.5メートルを超える屋外における土石、廃棄物又は再生資源のたい積
 - ハ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの
 - (イ) 用排水施設（幅員が2メートル以下の用排水路を除く。）又は幅員が2メートルを超える農道若しくは林道の設置
 - (ロ) 森林の皆伐又は択伐（林業を営むために行うものを除く。）
 - ニ 森林法第34条第2項の許可を受けて行う行為
 - ホ 森林法第41条第3項に規定する保安施設事業の施行に係る行為

（非常災害応急措置の届出）

第23条 条例第22条第7項の規定による届出は、非常災害応急措置届出書により行うものとする。

（処分期間延長等の通知）

第24条 条例第23条第3項後段の規定による通知は、処分期間延長通知書により行うものとする。

（身分証明書の様式）

第25条 条例第24条第2項の規定により準用する条例第16条第2項の証明書は、様式第4号によるものとする。

第4章 緑の創出

（市等の行為に係る緑化基準面積）

第26条 条例第26条第1項に規定する規則で定める基準は、条例第29条第1項各号の行為を行う土地又は建築物の敷地内についての緑化基準面積（条例第26条又は条例第27条の規定により緑化を行わなければならない面積をいう。以下同じ。）については、別表第1に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の適用を受ける企業の業務上の行為として当該行為を行う場合は、次条に規定する緑化基準面積の基準によることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、当該行為が次に掲げる場合に該当する場合は、緑化が困難である範囲、理由等を勘案して別に定める緑化基準面積によることができる。

(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条に規定する仮設建築物の建築を目的とし、又は建築の用に供する目的で行われる場合

(2) 主として土地の分譲又は貸付けの用に供する目的で行われる場合

(3) 建築基準法第6条第1項に規定する建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替である場合

(4) 改築又は増築後の建築物の建築面積の合計が改築又は増築前の建築面積の合計の1.2倍を超えない建築物の改築又は増築である場合

(5) その他当該行為に係る事業の性質、対象施設の機能、敷地等の状況等により、第1項に規定する基準によることが著しく困難であると認められる場合

4 国の機関又は他の地方公共団体が条例第26条第2項の規定により緑化を行う場合において、事業の性質

、対象施設の機能、敷地等の状況等により、第1項に規定する緑化基準面積の基準に準じることが困難であると市長が認めるときは、次条に規定する緑化基準面積の基準によることができる。

(一般事業者等の行為に係る緑化基準面積)

第27条 条例第27条に規定する規則で定める基準は、緑化基準面積については、別表第2に定めるとおりとする。

(緑化の面積の算出方法等)

第28条 緑化は、条例第28条に定めるところによるほか、地表面について優先して行うものとする。

- 2 緑化は、樹木(つる性植物であるものを除く。以下同じ。)により行うことを基本とする。
- 3 樹木による緑化の面積は、次のいずれかの方法により算出した面積の合計(一の樹木の樹冠投影面と他の樹木の樹冠投影面とが一致する部分がある場合にあっては、樹木ごとの樹冠投影面(当該一致する部分に係る樹冠投影面を除く。)の面積及び当該一致する部分に係る樹冠投影面の面積の合計)とする。
 - (1) 樹木の樹冠投影面積
 - (2) 樹木の樹冠投影面を、その中心が樹木の幹の中心であり、かつ、その面積が次に掲げる樹木の区分に応じ、それぞれに定める面積の円とみなした場合の当該樹冠投影面の面積
 - イ 高木(通常の成木の樹高が3メートル以上であり、かつ、植栽時の樹高が2メートル以上である樹木をいう。以下同じ。) 10平方メートル
 - ロ 中木(通常の成木の樹高が1.5メートル以上であり、かつ、植栽時の樹高が1メートル以上である樹木をいう。以下同じ。) 3平方メートル
- 4 前項の規定にかかわらず、成木に達しない樹木により生け垣を設置する場合にあっては、当該生け垣の長さ \times 0.5メートルを乗じて得た面積を、当該生け垣を構成する樹木に係る緑化の面積とすることができる。
- 5 前2項の規定によってもなお緑化の面積が緑化基準面積に満たない場合は、当該満たない部分について、次に掲げる部分(その水平投影面の部分が、前2項の規定により緑化の面積にその面積を算入する樹木の水平投影面の部分と一致する場合にあっては、当該一致する部分を除く。)に係る水平投影面(第6号にあっては垂直投影面)の面積を緑化の面積とすることができる。
 - (1) ふじ棚その他の植物を棚仕立てにするための補助資材の存する部分
 - (2) 芝その他の地被植物で覆われる部分(れんが、ブロック、石板、コンクリートその他これに類する資材で覆われ、又は舗装される地表面の部分及び前号に該当する部分と一致する部分を除く。)。ただし、当該地被植物で覆われる敷地等の部分の用途が駐車場である場合は、当該敷地等の部分の10分の8に相当する部分に限る。
 - (3) 花壇その他これに類するものの存する部分(植物が生育するための土壌その他の資材で覆われる部分(以下「植栽可能部分」という。))に限り、前2号に該当する部分と一致する部分を除く。)
 - (4) 敷地等に存する樹木、草花等の植物又は庭園と一体となって自然的環境を形成する水流、池その他これに類するものの部分(前3号に該当する部分と一致する部分を除く。)
 - (5) プランターボックス、コンテナ等の容器(その容量がおおむね100リットル以上のものに限る。)で恒常的に設置されるものの植栽可能部分(前各号に該当する部分と一致する部分を除く。)
 - (6) 建築物の壁面(バルコニー、ベランダ等の外壁面を含む。)、よう壁、柵等を植物で覆う場合は、次のいずれかの部分
 - イ 植物を支えるための補助資材を設置する場合において、当該補助資材の存する部分
 - ロ つる性植物を植栽する場合において、その一边をつる性植物の植栽部分の水平投影の長さとし、他の一边を1メートル(植栽時における高さが1メートルを超えるときは、当該植栽時における高さ)とする方形とみなした場合の当該方形の部分に相当する部分
 - ハ 植物の存する部分
- 6 第3項の規定によるほか、市街化区域内の敷地等について行う緑化については、次に掲げる面積の2分の1に相当する面積を緑化の面積として加算することができる。この場合においては、第2項の規定によることを要しない。
 - (1) 接道部(建築基準法第42条第1項に規定する道路(同項第3号に規定する道を除き、同条第2項又は第4項の規定により同条第1項の道路とみなされる道を含む。)その他一般交通の用に供する場所(以下この号において「道路」という。))の境界線からの水平距離が2メートル以内の敷地等の部分をいう。))において行う緑化の面積(道路から容易に見ることができる部分の面積に限る。)
 - (2) 高木又は中木の樹冠投影面が低木(高木及び中木以外の樹木をいう。)の樹冠投影面又は前項第1号、第2号若しくは第3号に該当する部分の水平投影面と一致する部分に係る面積(当該一致する部分に係る面積の当該高木又は中木の樹冠投影面の面積に対する割合が2分の1以上であるときに

限る。)

- 7 建築物の屋内について行う緑化については、緑化の面積の算定に係る緑化とすることができない。ただし、十分な採光が確保される大規模な吹き抜きとなっている部分でその一部又は全部が日常一般に開放されているものについて行う緑化については、この限りでない。
- 8 条例第 29 条第 1 項各号に規定する行為を行う際に敷地等に存する樹木については、可能な限りその保全に努めるものとする。

(緑化計画書の提出を必要としない行為)

第 29 条 条例第 29 条第 1 項に規定する規則で定める行為は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 面積が 1,000 平方メートル未満である敷地等について行う行為
- (2) 一戸建ての住宅（住宅の用途に供する部分の床面積の合計が、延べ面積の 2 分の 1 以上であるものに限る。）又は自己の居住の用に供する建築物の建築を目的とし、又は建築の用に供する目的で行われる場合
- (3) 条例第 29 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に規定する行為で都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条第 1 項に規定する都市公園内において行うもの
- (4) 認定を受けた条例第 29 条第 1 項第 1 号に規定する行為に係る緑化計画書において予定された同項第 2 号又は第 3 号に規定する行為
- (5) 第 26 条第 3 項の規定により別に定める緑化基準面積によることができることとされた行為

(緑化計画書等)

第 30 条 緑化計画書は、当該建築行為等に着手しようとする日の 21 日前までに提出し、着手のときまでに条例第 29 条第 1 項の認定を受けるものとする。

- 2 市長は、条例第 29 条第 1 項の認定をしたときは、速やかにその旨を当該建築行為等を行う者に通知するものとする。
- 3 条例第 29 条第 1 項の認定を受けた緑化計画書の内容の変更（緑化の面積を増加する変更を除く。）をしようとするときは、緑化計画変更届出書を、当該認定に係る建築行為等を取りやめたときは、遅滞なく、緑化計画取下書を、市長に提出するものとする。

(身分証明書の様式)

第 31 条 条例第 30 条第 3 項の規定により準用する条例第 16 条第 2 項の証明書は、様式第 5 号によるものとする。

第 5 章 緑の活動団体

(緑の活動団体の認定要件)

第 32 条 条例第 34 条の規定により緑の活動団体として認定する団体は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 団体の主たる活動が本市の区域内における緑の保全、創出又は普及に関する活動であり、かつ、市の緑の保全、創出又は普及に関する施策の協働の担い手として行われるものであること
- (2) 営利を目的とするものでないこと
- (3) 過去 1 年間に相当程度の活動実績を有すること
- (4) 3 年以上の期間の活動計画が作成されていること
- (5) 団体の構成員が 10 人以上であること
- (6) 次に掲げる事項を定めた団体規約が定められていること
 - イ 団体の設立目的
 - ロ 活動の内容及び区域
 - ハ 団体の名称及び主たる事務所の所在地
 - ニ 構成員及び役員に関する事項
 - ホ その他市長が必要と認める事項
- (7) その他別に定める要件に該当すること

(認定の申請)

第 33 条 条例第 34 条の規定による認定を受けようとする団体は、緑の活動団体認定申請書に前条に規定する要件に該当することを証する書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(認定の決定等)

- 第 34 条 市長は、前条の規定による申請を行った団体の代表者に対し、認定をしたときは、その旨を緑の活動団体認定通知書により通知するとともに緑の活動団体認定証を交付するものとし、認定をしないときは、理由を付して緑の活動団体非認定決定通知書により通知するものとする。
- 2 緑の活動団体の認定期間は、3年とする。

(認定の取消)

- 第 35 条 市長は、緑の活動団体が第 32 条各号のいずれかに該当しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すものとする。
- 2 市長は、前項の規定により緑の活動団体の認定を取り消したときは、当該認定の取消しをした緑の活動団体の代表者に対し、その旨を緑の活動団体認定取消書により通知するものとする。

第 6 章 杜の都の環境をつくる審議会

(会長及び副会長)

- 第 36 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によって定める。
- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(臨時委員)

- 第 37 条 臨時委員は、条例第 36 条第 4 項各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
- 2 臨時委員は、特別の事項に係る調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会議)

- 第 38 条 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。
- 2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見聴取等)

- 第 39 条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

- 第 40 条 審議会は、専門の事項を調査審議するために必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。
- 2 専門部会に属する委員及び臨時委員（以下「部会員」という。）は、会長が指名する。
- 3 専門部会に部会長を置き、部会員のうちから会長の指名する者をもって充てる。
- 4 部会長は、専門部会の事務を統括し、会議の経過及び結果を審議会に報告する。
- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会員のうちからあらかじめ部会長の指名した者が、その職務を代理する。
- 6 前 2 条の規定は、専門部会について準用する。この場合において第 38 条中「会長」とあるのは「部会長」と、「審議会」とあるのは「専門部会」と、「委員及び議事に関係のある臨時委員」とあるのは「部会員」と、前条中「審議会」とあるのは「専門部会」と読み替えるものとする。

(審議会の庶務)

- 第 41 条 審議会の庶務は、建設局百年の杜推進部百年の杜推進課において処理する。

(平 19、3・改正)

(審議会の運営事項)

- 第 42 条 第 36 条から前条までに規定するもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第7章 雑則

(公表の方法)

第43条 条例第37条第1項の規定による公表は、仙台市公報への登載その他の市長が適当と認める方法により行うものとする。

(実施細目)

第44条 この規則の実施細目は、建設局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 改正後の第30条第1項の規定は、平成18年10月22日前に着手される建築行為等については、適用しない。
- この規則の施行の日前に改正前の杜の都の環境をつくる条例施行規則の規定によりなされた手続その他の行為は、改正後の規則中に相当する規定があるときは、改正後の規則の規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則 (平19、3・改正)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

別表第1 市の行為に係る緑化基準面積(第26条関係)

市の行為に係る緑化基準面積は、条例第29条第1項第1号又は第3号に規定する行為に係る敷地等の面積に、次の表の上欄に掲げる場合に応じ、同表の下欄に定める数値を乗じて得た面積とする。

1 建築基準法(昭和25年法律第201号)第53条第1項の規定による建ぺい率の最高限度(以下単に「建ぺい率の最高限度」という。)が10分の8となる地域内の敷地等について当該行為を行う場合	1 から建ぺい率の最高限度を減じた数値に0.5を乗じて得た数値
2 1の項に規定する敷地等以外の敷地等について当該行為を行う場合	0.2

備考

- 建築基準法第53条の規定により建ぺい率の最高限度が緩和され、又は建ぺい率の最高限度に係る規定が適用されないこととなる場合で建築物の建築面積の敷地面積に対する割合(以下「実建ぺい率」という。)が緩和される前の建ぺい率の最高限度を超える場合においては、1の項の下欄中「建ぺい率の最高限度」とあるのは「実建ぺい率」とする。
- 敷地等が緑化基準面積に関する制限が異なる区域の2以上にわたる場合においては、当該敷地等に係る緑化基準面積は、当該各区域内にある敷地等の各部分をそれぞれ一の敷地等とみなして算出した場合の緑化基準面積の合計とする。
- 緑化基準面積を算出する場合において、1平方メートルの100分の1未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

別表第2 一般事業者等の行為に係る緑化基準面積(第27条関係)

国の機関等以外の者の行為に係る緑化基準面積は、条例第29条第1項第1号又は第2号に規定する行為に係る敷地等の面積に、次の表の上欄に掲げる場合に応じ、同表の下欄に定める数値を乗じて得た面積とする。

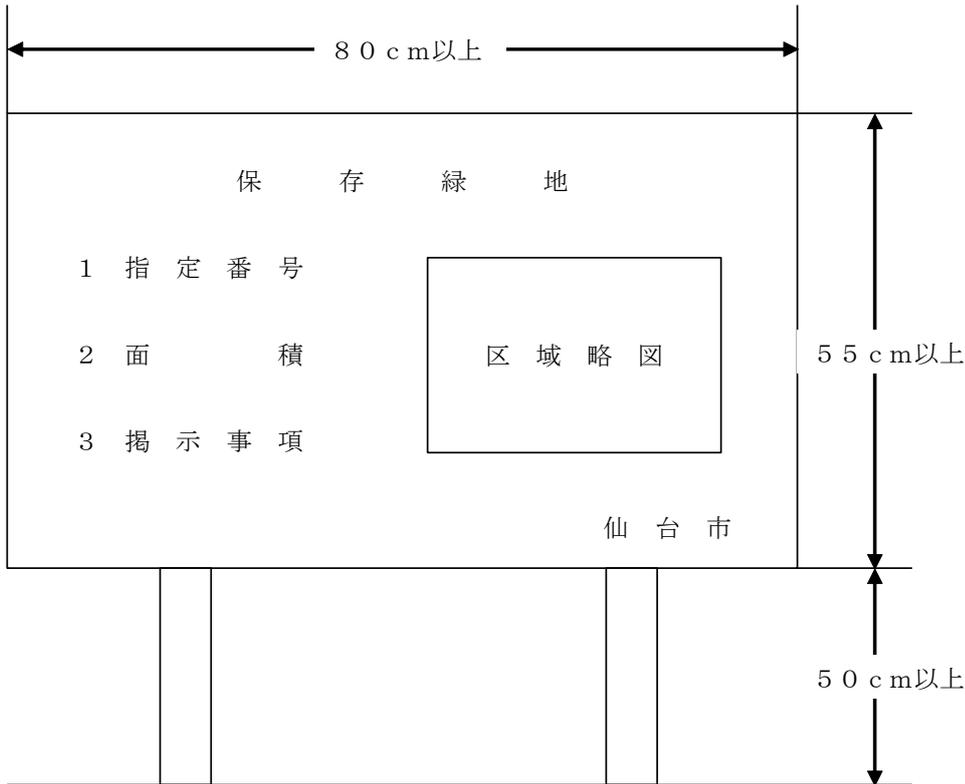
1 市街化区域内の敷地等について当該行為を行う	1 から建ぺい率の最高限度を減じた数値に0.35
-------------------------	--------------------------

場合	を乗じて得た数値（当該乗じて得た数値が 0.2 を超えるときは 0.2）
2 市街化区域以外の区域に存する敷地等について当該行為を行う場合	0.2

備考

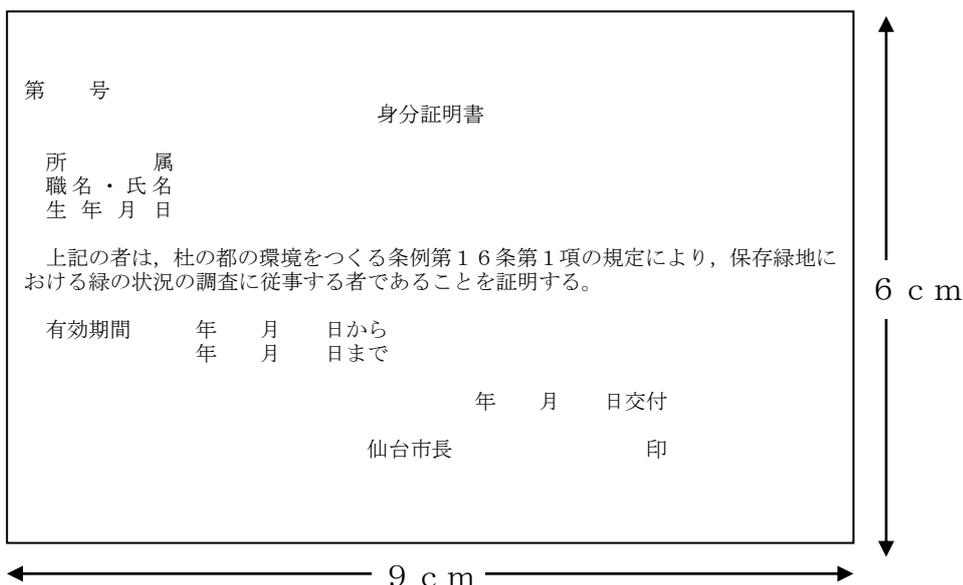
この表の適用については、別表第 1 の備考の規定を準用する。

様式第 1 号（第 4 条関係）



様式第 2 号（第 12 条関係）

(表)



(裏)

杜の都の環境をつくる条例（抄）

（立入調査）

第十六条 市長は、前二条の規定の施行に関し必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該職員又は市長が委任した者を保存緑地内の土地又は建物内に立ち入らせ、当該保存緑地における緑の状況を調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査を行う者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

3 何人も、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

4 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（罰則）

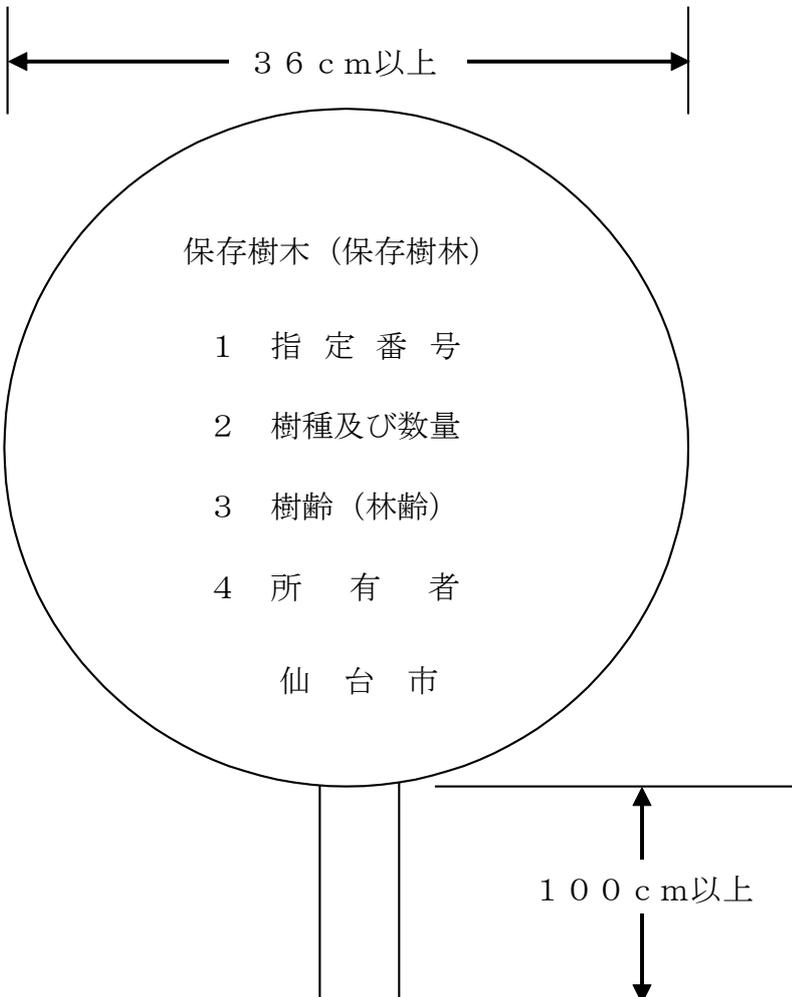
第四十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 ～ 四 （略）

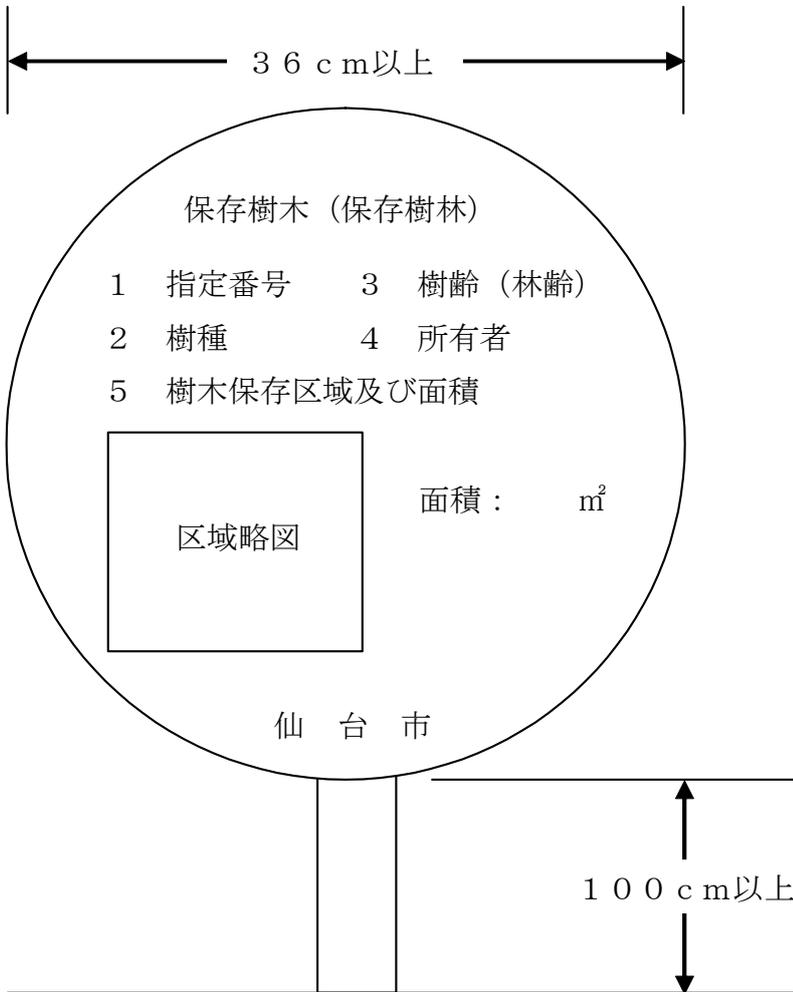
五 第十六条第三項の規定に違反した者

様式第3号（第17条関係）

その1（保存樹木等に係る標識）



その2 (樹木保存区域に係る標識)



様式第4号 (第25条関係) (表)

第 号	身分証明書
所 属 職 名・氏 名 生 年 月 日	
上記の者は、杜の都の環境をつくる条例第24条第1項の規定により、樹木保存区域内の保存樹木等の状況の調査に従事する者であることを証明する。	
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
	年 月 日交付
	仙台市長 印

6 cm

9 c m

(裏)

杜の都の環境をつくる条例(抄)

(立入調査)

- 第十六条 市長は、前二条の規定の施行に関し必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該職員又は市長が委任した者を保存緑地内の土地又は建物内に立ち入らせ、当該保存緑地における緑の状況を調査させることができる。
- 2 前項の規定により立入調査を行う者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。
 - 3 何人も、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。
 - 4 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(立入調査)

- 第二十四条 市長は、前二条の規定の施行に関し必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該職員又は市長が委任した者を樹木保存区域内の土地若しくは建物内に立ち入らせ、当該区域内保存樹木等の状況を調査させることができる。
- 2 第十六条第二項から第四項までの規定は、前項の規定による立入調査について準用する。

様式第5号(第31条関係)

(表)

第 号

身分証明書

所 属
職名・氏名
生年月日

上記の者は、杜の都の環境をつくる条例第30条第1項の規定により、建築行為等を行う土地又は建築物の敷地内の緑化に関する調査に従事する者であることを証明する。

有効期間 年 月 日から
年 月 日まで

年 月 日交付

仙台市長

印

6 c m

9 c m

(裏)

杜の都の環境をつくる条例(抄)

(立入調査)

- 第十六条 市長は、前二条の規定の施行に関し必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該職員又は市長が委任した者を保存緑地内の土地又は建物内に立ち入らせ、当該保存緑地における緑の状況を調査させることができる。
- 2 前項の規定により立入調査を行う者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。
 - 3 何人も、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。
 - 4 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(報告及び立入調査)

- 第三十条 市長は、前条の規定の施行に必要な限度において、建築行為等を行う者に対し、緑化に関する状況その他必要な事項について報告させ、又は当該職員に、土地、建築物若しくはその敷地に立ち入らせ、建築物、書類その他の物件を調査させることができる。
- 2 何人も、正当な理由がない限り、前項の規定による報告を拒み、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避してはならない。
 - 3 第十六条第二項及び第四項の規定は、第一項の規定による立入調査について準用する。

